産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可申請の手引き

令和６年１月改訂

福島県いわき市

目　　次

Ⅰ　収集運搬業の許可申請をされる方へ　・・・・・・　　２

Ⅱ　申請書の記入要領　・・・・・・・・・・・・・・　　４

Ⅲ　添付書類について　・・・・・・・・・・・・・・　　９

Ⅳ　郵送申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

Ⅴ　申請書・添付書類記入例　・・・・・・・・・・・　１６

Ⅵ　申請書・添付書類チェックリスト　・・・・・・・　３３

Ⅰ　収集運搬業の許可申請をされる方へ

　１　一般的留意事項について

⑴　許可申請書及び添付書類は、いわき市のホームページからダウンロードするか又はパソコン等で作成した上で記入してください。

⑵　添付書類の作成に当たっては、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記入スペースを広げて様式を変更しても差し支えありません。

⑶　必要書類の不足・不備や必要事項の記入漏れがある場合には、申請当日に受付できないことがあります。

⑷　許可申請書及び添付書類は、後述の「Ⅴ　申請書・添付書類チェックリスト」に掲げる順に揃え、穴をあけて、Ａ４判の２穴フラットファイルに綴り、正副１部ずつ、計２部提出してください。なお、正本以外のものについては、複写(コピー)を使用しても差し支えありません。

⑸　次に掲げる添付書類（発行・交付物）は全て「原本」で「申請日以前３ヶ月以内に発行されたもの」を添付してください。

・　法人の商業登記事項証明書

・　土地の登記事項証明書

・　法人税又は所得税の納税証明書（税務署において発行するもの）

・　預貯金等の残高証明書

・　資産に関する証明書

・　住民票

・　身分証明書（対象者の本籍地が所在する市町村において発行するもの）

・　登記されていないことの証明書（東京法務局において発行するもの）

※　ただし、複数の許可申請を同日に行う場合（更新許可と事業範囲変更許可を、産業廃棄物収集運搬業許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を同日に申請する場合など）は、いずれかの許可申請書に原本を添付すれば、他の許可申請書には、原本を複写（コピー）したものを添付しても差し支えありません。

※　法人の役員であって、商業登記事項証明書、住民票、身分証明書等における当該役員の漢字表記が異なる場合（正字、外字、略字等）、提出された証明書等の人物が同一であることを誓約する上申書を提出してください。２　申請の予約について

　　申請書の提出の際は必ず事前予約を行ってください。

　　なお、更新許可申請に当たっては、許可期限の３ヶ月前から予約を受付けております。申請書提出の際は、事前に電話で予約してからお越しください。

本市における許可申請受付時間の目安は次のとおりです。

平日（土・日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く）

・９時００分～　・１０時３０分～　・１３時００分～

**※　都合により、受付出来ない日もあります。**

○受付窓口　　　いわき市生活環境部　廃棄物対策課

〒970-8686　福島県いわき市平字梅本２１番地

TEL　0246(22)7604　　FAX　0246(22)7605

　※　更新申請については、郵送による申請を受け付けます。詳細は15ページの

「Ⅳ郵送申請の流れ」をご確認ください。

注意

いわき市内のみで営業を行う場合又はいわき市内で積替え保管行為を行う場合は、いわき市の許可が必要ですが、それ以外（いわき市及び福島県内の他自治体で営業を行う場合）は、福島県の産業廃棄物収集運搬業許可が必要です。

特に、更新申請において、いわき市の許可なのか福島県の許可なのか、よくご確認の上、申請を行ってください。（許可番号が００７で始まる許可証は福島県の許可証です。）

なお、福島県の許可については、福島県外の事業者は、福島県の産業廃棄物課（電話：024-521-7264）いわき市内の事業者は、いわき地方振興局の県民部県民生活課（電話：0246-24-6203）へお問い合わせください。

３　許可申請手数料について

許可申請手数料は「現金」でお支払いいただきます。

受付当日に担当者が申請書類を確認し、適当と判断された場合「納入通知書」を発行しますので、市内の金融機関又は市の会計室において納付してください。

申請区分ごとの許可申請手数料の額は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 新規許可 | 更新許可 | 事業範囲変更許可 |
| 産業廃棄物収集運搬業 | ８１，０００円 | ７３，０００円 | ７１，０００円 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | ８１，０００円 | ７４，０００円 | ７２，０００円 |

４　先行許可の取扱いについて

いわき市の許可証に限らず、住民票等を添付して交付された許可証の原本を、本市における申請時に提示した場合は、次に掲げる添付書類を省略することができます。

（但し、更新許可申請時における当該許可証は除きます）

・　申請者が法人である場合、法人役員等、株主及び出資者、政令使用人の「住民票の写し」「身分証明書」「登記されていないことの証明書」

* 申請者が個人である場合、「身分証明書」「登記されていないことの証明書」
* 法人株主及び法人出資者の「商業登記事項証明書」

※申請法人の商業登記事項証明書は省略できません。

５　押印の省略について

・　令和２年12月28日より、申請書の書面への押印が省略することができます。

・　申請書の書面の押印が省略される場合、提出者に本人確認の書類（マイナンバーカード、運転免許証、社員証等）の掲示を求めたり、事務所等へ確認をしたりすることがありますので、予めご了承ください。

・　なお、書面に押印がなされている場合については、本人確認は行いません。

Ⅱ　申請書の記入要領

１　（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（新規・更新）許可申請書

⑴　申請書第１面

①　申請年月日

事前に記入せず、申請の受付時に記入すること。

②　申請者住所及び氏名

ア　法人の場合は、商業登記上の住所、法人の名称及び代表者名を記入すること。

イ　個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入すること。

ウ　郵便番号及び電話番号を記入すること。

③　事業の範囲

ア　積替え及び保管行為の有無、取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を記入すること。

※　積替え保管行為を含む申請の場合は、事前に廃棄物対策課に相談すること。

イ　事業の範囲に記入する産業廃棄物の種類については、実際に取り扱う予定の種類のみを記入し、その合計について「以上○種類」と追記すること。

ウ　上記イにおいて、法や政令で規定する（特別管理）産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する産業廃棄物の種類の次に　括弧書きでその限定するものを記入すること。

　（例）　汚泥（含水率が８５％以下のものに限る。）

　　　　　廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）

エ　産業廃棄物に係る申請の場合、この欄の末尾に「特別管理産業廃棄物」を

除くこと、また、別表の区分（次ページ）を参考に「自動車等破砕物」、

「廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）」、

「廃容器包装（固形状又は液状であって不要物であるものをいう。）」、

「鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの」、「鉛製の管又は板であって

不要物であるもの」、「廃ブラウン管（側面部に限る。）」、「廃石膏ボード」

「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を含むか、除くかを明記すること。

オ　特別管理産業廃棄物に係る申請の場合、当該廃棄物の種類には、法令で定めた産業廃棄物の種類のほか、有害物質の含有等についても記入すること。

カ　更新許可申請の場合は、既存の許可証に記入されている事業範囲と同じ内容を記入すること。

キ　事業範囲を増やして更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合、新たに限定を増やす場合又は限定を解除する場合等）は、更新許可申請とは

別に事業範囲変更許可申請も必要となること。

ク　一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合等）は、更新許可申請書と併せて産業廃棄物処理業廃止届出書（事業の一部廃止）を提出すること

ケ　当該欄のスペースが不足する場合は、別紙を用いてその内容を記入すること。

◎産業廃棄物に係る許可の限定区分

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 廃プラスチック類 | 金属くず | ガラスくず | がれき類 | 汚泥 | 燃え殻、鉱さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ |
| 自動車等破砕物 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| 廃プリント配線板 | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 廃容器包装 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |
| 鉛蓄電池の電極 |  | ○ |  |  |  |  |
| 鉛製の管又は板 |  | ○ |  |  |  |  |
| 廃ブラウン管 |  |  | ○ |  |  |  |
| 廃石膏ボード |  |  | ○ |  |  |  |
| 石綿含有産業廃棄物 | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  |
| 水銀含有ばいじん等 |  |  |  |  | ○ | ○ |
| ※この表のみかた・　上記産業廃棄物の種類の下に○印がある場合、その品目を含むか含まないかを確認し、申請書に明記する。・　全ての産業廃棄物の種類について、特別管理産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物を含むか含まないかを確認し申請書に明記する。 |

◎事業の範囲の記入例：産業廃棄物収集運搬業の場合

|  |
| --- |
| ⑴　業務の範囲：収集及び運搬（積替え及び保管行為は含まない。）⑵　取り扱う産業廃棄物の種類燃え殻、汚泥（含水率８５％以下のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、　　　　　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属　　　　　くず、ガラスくず,コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、施行令第２条第１３号に掲げる産業廃棄物以上１９種類これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物を含む。 |

|  |
| --- |
| ⑴　業務の範囲：収集及び運搬（積替え及び保管行為は含まない。）⑵　取り扱う産業廃棄物の種類廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又はアルキル水銀化合物、鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）感染性産業廃棄物以上３種類 |

◎事業の範囲の記入例：特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

④　事務所及び事業場の所在地

ア　事務所は、廃棄物に関する業務を行う全ての事務所を記入し、本支店の別、事務所名称及び所在地を記入すること。

イ　事業場は、全ての運搬車両の駐車場及び積替え保管施設の所在地と名称を記入すること。

⑤　事業の用に供する施設の種類及び数量

運搬車両については車体形状（車検証を参照のこと）及び台数並びに運搬容器の種類及び個数を記入すること。

⑵　申請書第２面

⑥　既に処理業の許可を有している場合（他の都道府県等のものを含む。）には

その許可番号

ア　取得している処理業の許可（許可申請中のものを含む。）について、その都道府県等の名称及び許可番号（申請中である場合は申請年月日）をすべて記入すること。

イ　当該欄のスペースが不足する場合は、別紙を用いてその内容を記入すること。

⑦　申請者

ア　個人の場合には、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

イ　法人の場合には、商業登記上の名称（ふりがなを含む。）及び住所を記入すること。

⑧　申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人

ア　個人の場合には、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

イ　法人の場合には、商業登記上の名称（ふりがなを含む。）、住所、役員の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

⑨　役員

申請者が法人の場合には、役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

⑶　申請書第３面

⑩　発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

ア　申請者が法人の場合には、商業登記上の発行済株式の総数を記入すること。

イ　該当する者すべての氏名（法人にあっては名称、ふりがなを含む。）、生年月日、保有する株式数並びにその割合、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

⑪　令第６条の１０に規定する使用人

申請者の使用人で次に掲げるものの代表者がある場合、その氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所を記入すること。

|  |
| --- |
| ア　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）イ　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |

２　（特別管理）産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

⑴　申請書第１面

　①　「申請年月日」及び「申請者住所及び氏名」は、１⑴①及び②と同様にすること。

②　許可の年月日及び許可番号

変更しようとする現有許可の許可年月日及び許可番号を記入すること。

③　収集運搬業、処分業の区分

「収集運搬業」及び「積替え及び保管行為の有無」を記入すること。

④　許可に係る事業の範囲

ア　変更後の取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を記入すること。

イ　記入方法は、１⑴③ウ、エ及びオの例に従い記入すること。

⑤　変更の内容

変更する事項（事業の区分の変更、取り扱う（特別管理）産業廃棄物の変更等）を記入し、変更の内容を１⑴③ウ、エ及びオの例に従い記入すること。

◎変更の内容の記入例：産業廃棄物収集運搬業の場合

|  |
| --- |
| 取り扱う産業廃棄物の種類の変更・　燃え殻、汚泥（含水率８５％以下のものに限る。）及びばいじんの追加・　ガラスくず,コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）における限定を解除 |

◎変更の内容の記入例：特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

|  |
| --- |
| 取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質等の変更・　セレン又はその化合物を含む汚泥、トリクロロエチレン及びテトラクロロ　　　エチレンを含む廃油の追加 |

⑥　変更の理由

変更することになる具体的な理由（「排出者からの要請」等）を記入すること。

⑦　変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

ア　事業範囲の変更に伴い事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力に変更が生じる場合は、変更に係る事業の用に供する施設について１⑴⑤の例に従い記入すること。

イ　施設に変更がない場合は、その旨を記入すること。

＜参考＞

|  |
| --- |
| （例）事業範囲の変更に伴い施設を導入するケース・　事業の範囲に「ばいじん」を追加するにあたり「粉粒体運搬車」を導入する場合・　事業の範囲に「廃酸」を追加するにあたり「ケミドラム缶」を導入する場合 |

⑧　変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

処分業に係る事項のため、「該当なし」と記入すること。

Ⅲ　添付書類について

１　事業計画の概要を記入した書類

⑴　申請者が現在取得している（特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写し

①　新規許可申請の場合は、取得している産業廃棄物処理業の許可証の写しをすべて添付すること。

②　事業範囲変更許可申請の場合は、事業計画における「廃棄物の発生元の所在地」及び「搬入先の処理業者（処分場）の所在地」が属する自治体の収集運搬業許可証の写しを添付すること。

③　更新許可申請の場合は、本市の収集運搬業許可証の写し（更新許可申請に係るもの）のみ添付すること。

⑵　事務所付近の見取図

1/5000程度の住宅地図、地形図等に朱書きで事務所位置を明示すること。

⑶　事業計画の概要を記入した書類）

①　事業の概要について（第１面）

ア　事業の目的を記入し、具体的事業内容として、どこの排出事業所（排出現場）からどこの中間処理施設（最終処分場）まで運搬する計画であるかを記入すること。

**※　運搬先が確保されていない場合、許可申請の受付を行わないので注意すること。**

イ　事業範囲の変更許可申請の場合は、変更部分（廃棄物の種類の変更内容の　　詳細等）を明確にして記入すること。

②　収集運搬の方法について（第５面）

ア　取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに、使用する車両・容器・運搬時の飛散・流出防止措置等及び運搬時において特筆すべき点を記入すること。

イ　その他

「石綿含有産業廃棄物」を収集運搬する場合は、収集運搬の方法等を記入する　こと。（石綿含有産業廃棄物を収集運搬しない場合は、記入不要）

　　　③　収集運搬計画について（第４面）

　　取り扱う廃棄物の種類ごとに排出事業者、処分先等を記入すること。（処分　　先の所在地は、処分施設の所在地）

⑷　搬入先の産業廃棄物処理業の許可取得状況（第１面）

①　廃棄物の種類ごとに記入すること。

②　搬入予定先の（特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写しを添付すること。

⑸　排出事業所の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした発生工程表及びその廃棄物の性状を明らかにする書類

1. 排出事業所の事業内容及び製造工程図から産業廃棄物の発生状況を明記し、　　原材料名等も明記すること。特に、事業の範囲に「自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード又は石綿含有産業廃棄物」を含む場合は、その発生工程も明記すること。　また、特定有害産業廃棄物を含む場合は、排出元の施設に限定がかかることから、特定施設設置届出書の写しを添付すること。

②　排出事業を行うにあたり法令等による許認可を要する場合、事業所が当該許認可を得ていることを証する書類（産業廃棄物処分業許可証、産業廃棄物処理施設設置許可証、自動車リサイクル法の破砕業許可証等）の写しを添付すること。

③　取り扱う産業廃棄物が「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、　　　　　ばいじん及び特別管理産業廃棄物（廃石綿等及び感染性産業廃棄物を除く。）」である場合は、性状を明らかにする書類として、分析試験の試験結果成績書　　　（計量証明書等）を添付し、燃え殻及びばいじんについては、ダイオキシン類の測定結果等も添付すること。

ただし、製造工程表等により明らかにその産業廃棄物の性状及び有害物質の　　有無の状況が判断できるものにあっては、計量証明書等の添付を要しない。

２　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図

⑴　運搬施設の概要（第２面）

①　運搬車両一覧

ア　収集運搬車両は、自動車検査証を参照して記入すること。

イ　設置年月日は、新規許可申請の場合は「許可日」と記入し、更新許可申請の場合は収集運搬業務用に使用を開始した日を記入すること。

ウ　「所有権又は使用者」欄には、車両の使用者及び所有者の名称を明記すること（自動車検査証の「使用者」欄に申請者の名称等が明記されている場合）

エ　「備考」欄には、車両に特殊装備（ユニック等）がある場合はその特殊装備名、車両を借用している場合には借用先（所有者等の氏名・名称等）を記入　　　すること。

オ　運搬施設に「船舶」を含めて申請する場合は、船籍証明書、船舶検査証等を参照し、用途、船種及び船名、船舶番号、総トン数、所有・使用・借用の別等を記入すること。

カ　事業範囲の変更許可申請の場合でも、事業の用に供する車両はすべて記入し、事業の変更に伴い運搬車両を新規導入する場合は、「備考」欄に「新規」　　　　「継続」の別を記入すること。ただし運搬車両の新規導入にあたり既存の車両を廃止する場合は、別途「（特別管理）産業廃棄物処理業変更届」を提出すること。

②　その他の運搬施設概要

運搬に際して使用するコンテナ、ドラム缶等の運搬容器の種類、数量及び構造の概要等を記入すること。

③　事務所及び駐車場

事業の用に供する施設（車両、容器等）を保管するすべての土地について、　　　　土地の登記事項証明書を参照して記入すること。

備考欄には、当該土地が自己所有の場合は「所有」、借用している場合は「借用」と記入し、借用の場合のみ所有者の氏名・名称を記入すること。

⑵　事業の用に供する施設の写真（第６面、第７面）

①　運搬車両は前面（ナンバープレートが確認できること）及び側面（許可番号が確認できること）を撮影すること（変更届出書の場合も同様）。

また、他自治体も含め既に産業廃棄物収集運搬業の許可を有する場合は、車両に産業廃棄物収集運搬車両である内容の表示、処理業者名及び産業廃棄物収集運搬業の許可証の許可番号（下６桁以上）の表示がわかるように撮影すること。車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真を添付すること。

②　運搬容器はその構造（漏洩防止のパッキンなど飛散・流出等を防止する構造）がわかるように撮影すること。

③　写真はカラー撮影とし、デジタル機器による撮影、カラーコピーも可とする。

⑶　運搬車両の車庫施設の平面図及び付近の見取図

①　車庫施設の車両保管状況（配置図）を示すこと。

②　1/5000程度の住宅地図、地形図等に朱書きで車庫施設位置を明示すること。

３　前号に掲げる施設の所有権を有することを証する書類、並びに申請者が所有権を　　有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類

⑴　運搬車両の自動車検査証の写し

①　有効期限内のものを添付すること。（※電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証の写しに加えて、自動車検査証記録事項を添付してください。）

②　船舶を含めて申請する場合は、船籍証明書、船舶検査証等の写しを添付する　　こと。

⑵　車庫及び保管施設に使用する土地の不動産登記全部事項証明書

土地の所有権を有していない場合であっても書類を添付すること。

⑶　借用契約書の写し、借用証明書

運搬車両、車庫施設等を借用する場合は、賃貸借契約書、使用承諾書など、それらを使用する権原を有していることを証する書類を添付すること。

４　当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

⑴　財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する（特別管理）産業廃棄物　　処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬課程）の修了証の写しを添付すること。

⑵　申請者が法人の場合は、代表者、業務を行う役員（監査役を除く取締役）又は　　　法に規定する使用人（７ページ⑶⑪を参照のこと）の受講修了証を添付すること。

⑶　申請者が個人の場合は、本人又は法に規定する使用人（７ページ⑶⑪を参照の　　こと）の受講修了証を添付すること。

⑷　修了証は有効期限内のものを添付すること。修了証の有効期限は、交付の日から起算し、新規講習会の場合は５年、更新講習会の場合は２年とする。

⑸　特別管理産業廃棄物処理業（収集運搬課程）に関する講習会を修了した者は、　　産業廃棄物処理業（収集運搬課程）に係る講習会を修了した者とみなす。

５　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記入した書類（第８面）

・「事業の開始に要する資金の総額」欄には、事業開始に要する今後１年間に必要とされる資金**または事業継続に要する今後１年間に必要とされる資金**の総額を記入し、「調達方法」欄には、その資金の調達方法を記入すること。

・廃棄物処理業以外と兼業している場合には、廃棄物処理部門に該当するもののみを記入すること。

・借入により資金を調達する場合は、借入証明書、契約書等の写しを添付すること。

６　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、減価償却費が確認できる書類（原価報告書や販売費及び一般管理費の内訳等）、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

・法人税の納税証明書（その１・納税額等証明用）を添付すること。

・当課ホームページ内で掲載している『産業廃棄物処理業許可申請時における経理的基礎を有することを説明する書類の追加について』のフローにおいて、提出書類が必要と判断される場合は、「経営改善計画書」又は「経理的基礎を有することの説明書」を提出すること。

※法人税の未納がある場合、許可申請の受付を行わないので注意すること。

７　申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

⑴　資産に関する調書（第９面）

①　預貯金がある場合には、金融機関が発行する預金残高証明書等を添付すること。

②　不動産（土地、家屋）を所有する場合には、市町村が発行する固定資産に関する証明書を添付すること。不動産の所有がない場合は、市町村が発行する無資産証明書等を添付すること。

⑵　直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

①　直前３年の所得税の確定申告書の写し及び収支内訳書の写しを添付すること。

②　所得税の納税証明書（その１・納税額等証明用）を添付すること。

③　直前年において損失決算がある場合、今後５年間の経営改善計画を記入した書類を添付すること。

**※所得税の未納がある場合、許可申請の受付を行わないので注意すること。**

※直前年において黒字に転換している場合でも、債務超過の状態である場合など、必要に応じ、経営改善計画を記入した書類の提出を求めることがあるので注意すること。

８　申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

登記事項証明書は、商業登記の履歴事項全部証明書を添付すること。

※定款を変更している場合は、株主総会等の議事録も添付すること。

９　申請者が個人である場合には、住民票の写し、身分証明書及び登記されていないことの証明書

　住民票の写しは、本籍の記入があるものを添付すること。

10　誓約書（第１０面）

11申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人に関する書類

⑴　個人の場合、住民票の写し（本籍の記入があるもの。）、身分証明書及び登記されていないことの証明書

⑵　法人の場合、登記事項証明書、役員の住民票の写し（本籍の記入があるもの。）、身分証明書及び登記されていないことの証明書

12　申請者が法人の場合には、役員の住民票の写し（本籍の記入があるもの。）、身分証明書及び登記されていないことの証明書

13　申請者が法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し、身分証明書及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

・該当個人に係る住民票の写しは、本籍の記入があるものを添付すること。

・該当法人の登記事項証明書は、商業登記の履歴事項全部証明書を添付すること。

14　申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し、身分証明書及び登記されていないことの証明書

・住民票の写しは、本籍の記入があるものを添付すること。

15　申請者が法人である場合には、その法人の業務経歴書

・事業の経歴、各自治体における許可取得の経歴及び各自治体における行政処分・刑罰の経歴を年月順に記入すること。

16　申請者が個人である場合には、履歴書

* 申請者の学歴、職歴、各自治体における許可取得の経歴及び各自治体における　　行政処分・刑罰の経歴を年月順に記入すること。

17　産業廃棄物管理票の管理方法を記載した書類（特別管理産業廃棄物収集運搬業の　場合のみ）

・管理票の記入及び保管方法を記入すること。

1. 運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設の概要を記載した書類（ＰＣＢ廃棄物の許可申請のみ）

（例）ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に使用する、車両の写真、容器の仕様書等

1. 運搬施設における応急措置設備等及び連絡設備等の概要を記載した書類（ＰＣＢ廃棄物の許可申請のみ）

（例）携帯電話の写真、ＧＰＳの仕様書、緊急連絡先、緊急時対応マニュアル、応急設備・器具のリスト等

20　ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が規則で定める事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類（ＰＣＢ廃棄物の許可申請のみ）

（例）運転手等のＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証等

21　環境省で定める「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」に適合していることが確認できる書類（ＰＣＢ廃棄物の許可申請のみ）

・ガイドラインを熟読し、各章各号の収集運搬業に係る基準を満たしていることを記載した文書を提出すること。なお、その他の提出書類と重複するもの、申請において該当ないものについては提出不要のこと。

※　更新・変更許可申請の場合は、その内容に変更がない限り、添付書類のうち１、２、３の書類の添付を要しない。ただし、以下の書類は省略しないこと。

①本市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（当該申請に係るもの）

②事業計画の概要を記入した書類（様式第１号）

③運搬施設の概要（様式第３号）

※　添付書類の12、13、14において、同一人物がいる場合は、添付は1通のみでよい。

※　いわき市の許可に限らず、住民票の写し等を添付して許可申請して交付を受けた許可証の「原本」を、受付時に提示した場合は、12、13、14の書類の添付を要しない。この際、許可証の原本の持参・提示がない場合は、書類を省略することができないので注意すること。

　（但し、更新許可申請時における当該許可証は除く）

**Ⅳ　郵送による申請の流れ**

1.電話による事前相談

・　申請書を送付する前に、電話連絡し、申請書の送付予定日、手数料の納付予定日等を担当者と調整してください。

2.申請書の準備

・　申請書及び添付書類一式は、穴をあけて、Ａ４判の２穴フラットファイルに綴り、正副各１部作成してください。

・　申請書類一式、担当者連絡先一覧表、返信用封筒を同封し、次の送付先へ送付してください。

○送付先　　　　いわき市生活環境部　廃棄物対策課

〒970-8686　福島県いわき市平字梅本２１番地

TEL　0246(22)7604　　FAX　0246(22)7605

3.申請手数料の納付

・　申請書送付後、市から郵送される納入通知書兼領収証書により、**事前相談時に定めた日**に金融機関にて納付してください。

4.納入通知書兼領収証書（写）の送付等

・　申請手数料の納付後、金融機関の押印済の納入通知書兼領収証書をファクス又電子メールにて市担当者に送付してください。

5.申請書の受理及び副本の返戻

・　上記内容に不備が無い場合、申請書を受理し、市より副本を返送いたします。

**郵送申請上の注意点**

**・　郵送申請は、更新許可のみ受け付けます。新規申請等は窓口へお越しください**

・　**収受日は消印日ではなく、市受付日（申請手数料の納付日と同日）となります。**郵送の遅延その他理由の如何を問わず、**許可期限日を超えたものについては受付できません**ので、余裕をもって郵送してください。

・　**申請書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。**

・　郵送中の書類の紛失・汚損等について、市では責任を負いかねます。

・　お手元の許可証の発行元がいわき市長であることを必ずご確認ください。（いわき地方振興局は福島県の許可です。）

・　先行許可制度を利用されたい事業者は、事前に市担当者へご相談ください。Ⅴ　申請書・添付書類記入例

様式第六号（第九条の二関係）

**・積替え保管を含む申請（更新申請を除く）については、事前に相談すること。**

・許可申請書提出時に記入する

・郵送申請の場合は、空欄で提出すること。

・商業登記事項証明書の記入事項と一致させる

・省略記号等は使用しない

・駐車場の不動産登記事項証明書の記入事項と一致させる

・すべての地番を記入する

・様式第３号の記入と一致させる

（第１面）

|  |
| --- |
| 産業廃棄物収集運搬業許可申請書令和　　年　　月　　日　いわき市長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　〒 970-8686　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　福島県いわき市○○字○○○○番地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　株式会社○○運送　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　○○○－○○○－○○○○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第１項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。） | ⑴業務の範囲：　収集運搬業（積替え及び保管行為を含まない。）⑵取り扱う産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上５種類これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管及び水銀含有ばいじん等を除き、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。 |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所　福島県いわき市○○字○○○○番地　　　　　　　　電話番号　○○○－○○○－○○○○ |
| 事業場　　福島県○○市～　　３２番１５　　　　　福島県△△郡△△町～　　１２４６番　　　　　　　　電話番号　○○○－○○○－○○○○ |
| 事業の用に供する施設の種類及び数量 | ・普通貨物キャブオーバ　４台　　・オープンドラム缶 　　２０本・普通特種清掃車　１台　　・ケミドラム缶　２０本　　　　　　　　　　　　　・ﾌﾚｺﾝﾊﾞｯｸﾞ 　１００袋 |
| 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ | ・所在地：福島県いわき市〇〇～・産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光灯に限る）・様式第３号の記入にある種類・個数と一致させる・保管場所の面積：〇㎡・保管の上限：〇㎥・積み上げることのできる高さ：〇ｍ　 |
| ※事　　務　　処　　理　　欄 |  |

（日本産業規格　Ａ列４番）

＜記入例＞

（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
| 茨城県 | ○○○○○○○○○○（産廃・収運） |
| 宮城県（申請中） | 令和○○年○○月○○日受付済（産廃・収運） |
| 東京都（申請予定） | 令和○○年○○月××日申請予定（特管・収運） |
|  | ※その他別紙に記入のとおり |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
| 該当なし |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （　ふ　り　が　な　）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| 　　　　○○○○うんそう株式会社○○運送 | 福島県いわき市○○字○○○○番地 |
| 法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合）・申請の区分（産廃・特管の別新規・更新・変更の別）によらず、すべての処理業（収集運搬業・処分業）につき記入する |
|  | 　　（個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
| 該当なし |  |  |
| ・該当者がいない場合は、氏名欄に「該当なし」と記入する |
| 　　（法人である場合） |
| （　ふ　り　が　な　）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| 該当なし |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| 該当なし |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
| ○○○○　○○○○○○　○○ | 昭和○年○月○日 | 福島県○○市○○～番地○○ |
| 代表取締役 | 福島県いわき市○○～番地の○○ |
| ○○○○　□□□□○○　□□ | 昭和□年□月□日 | 福島県○○市○○～番地○○ |
| 取締役 | 福島県いわき市○○～番地の○○ |
| △△△△　△△△△△△　△△ | 昭和△年△月△日 | 福島県△△郡△△町△△～番地 |
| 取締役・住所は住民票の写し、本籍は身分証明書と一致させる・省略記号は使用しない・先行許可証を提示する場合であっても、記入事項が最新かつ適正であることを確認する | 同上 |
| □□□□　□□□□□□　□□ | 昭和□年□月□日 | □□県□□市□□区□□～番□□ |
| 監査役 | 福島県いわき市□□～番地の□□ |
|  |  |  |
|  |  |

＜記入例＞

（第３面）

・該当者がいない場合は、氏名欄に「該当なし」と記入する

・株主等の登記事項証明書の記入事項と一致させる

・役員が株主等となっている場合、添付書類は１通でよい

・法人の登記事項証明書の記入事項と一致させる

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行済株式の総数 | １，０００　株 | 出資の額 | １，０００，０００　円 |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生 年 月 日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　所 |
| ○○○○　○○○○○○　○○ | 昭和○年○月○日 | ５００　株 | 福島県○○市○○～番地○○ |
| ５０　％ | 福島県いわき市○○～番地の○○ |
| 　△△△△しょうじ株式会社△△商事 |  | ５００　株 |  |
| ５０　％ | 福島県△△郡△△町△△～番地 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 令第６条の10に規定する使用人（申請者に当該使用者がある場合） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　所 |
| 該当なし |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |

 |
| 備考１　※欄は記入しないこと２　「法定代理人」の欄から「令第６条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。３　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |

（第１面）

|  |
| --- |
| ・業を行う範囲が「いわき市及び福島県内の他自治体」の場合、**福島県の産業廃棄物収集運搬業許可が必要**です。福島県の許可については福島県（産業廃棄物課）もしくはいわき地方振興局へお問い合わせください。＜記入例＞事業計画の概要１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）　①　事業の概要・いわき市内の建設現場から排出される建設系廃棄物を収集し自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。　②　営業範囲・いわき市２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 |
|  | (特別管理)産業廃棄物の　種　類 | 運搬量(t/月又はｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
| １ | 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。） | ○t/月 | 固形 | ○○建設(株)福島県○○○ | 該当なし | (株)○○○○福島県いわき市○○○ |
| ２ | がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） | ○t/月 | 固形 | 同上 | 該当なし | 同上 |
| ３ | がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） | ○t/月 | 固形 | 同上 | 該当なし | ○○○○(株)福島県いわき市○○○ |
| ４ | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） | ○t/月 | 固形 | 同上 | 該当なし | (株)○○○○福島県いわき市○○○ |
| ５ | 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む）（廃蛍光灯） | 〇t | 固形 | 同上 | 福島県いわき市〇〇 | ×××㈱○×県△市 |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 |
|

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

＜記入例＞

|  |
| --- |
| ３．運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧 |
|  |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ | 脱着装置付コンテナ専用車 | いわき　100〇　11－11 | 3,800 | （所有者）株式会社環境○○ |  |
| ２ | キャブオーバ | いわき　100〇　22－22 | 8,000 | （所有者）株式会社○○リース（使用者）株式会社環境○○ |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ | 船舶 | 123456 | 6,000 | ― | 第○○丸 |
| ５ | ※船舶は車両の欄を流用して記載してください。所有者又は使用者の欄は使用せず、別途添付書類等により、継続的に使用する権限を有していることを確認します。 |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 事務所の所在地 | 福島県いわき市○○※　付近の見取図を添付すること。 |
| 駐車場の所在地 | 同上* 付近の見取図を添付すること。
 |
|  (2) その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用　　途 | 容　　量 | 備　　考 |
| コンテナ | 木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） | ○㎥ |  |
| フレコンバッグ | がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） | ○㎥ |  |
| 専用ケース（段ボール） | 廃蛍光灯 | 〇本 |  |
| ドラム缶 | 汚泥 | 〇本（〇㎥） |  |

（第３面）

**・積替え保管を含む申請（更新申請を除く）については、事前に相談すること。**

＜記入例＞

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要　①所在地　　福島県いわき市○○　②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量　・　保管する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光灯に限る）　・　保管場所の面積：〇㎡・　保管の上限：〇㎥・　積み上げることのできる高さ：〇ｍ　※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

|  |
| --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）記入日(1)車両毎の用途　 ①脱着装置付コンテナ専用車　　 汚泥、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）②キャブオーバ　　 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む）　　　 2)収集運搬業務を行う時間 ８時～17時（休憩　１時間）(3)休業日　 日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～１月３日）従業員数の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年10月１日現在 |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員  | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 　　　　３人 | 　　　　１人 | 　　　　　　０人 | 　　１人 | 　　５人 | 　　３人 | 　　０人 | 　　13人 |

（第４面）

＜記入例＞

（第５面）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）**・積替え保管を含む申請（更新申請を除く）については、事前に相談すること。**(1)運搬に際し講ずる措置　・飛散防止のため荷台はシート掛けを行い、荷台を完全に覆おう。　・石綿含有産業廃棄物は、破砕することがないよう、かつ、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。　・廃蛍光管は、破損防止のため緩衝材で梱包し、専用ケースに入れて運搬する。　・汚泥は、ドラム缶に入れて密閉し、運搬する。　・収集運搬時は、安全運転及び騒音、振動、埃等の発生防止に努め、過積載は行わない。(2)積替施設又は保管施設において講ずる措置（該当がない場合は記載不要）・保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。 ・積替え作業を行う際には、飛散しないよう散水し、周囲に人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う｡また、強風、大雨の際には作業をしない。・自社の資材等と混合しないよう仕切りを設置する。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

（第６面）

＜記入例＞

運搬車両の写真

＜記入例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | いわき　100〇　11－11 |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。船舶の写真は（第６面）を流用して記載すること　　　　 |
| 側面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること 　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 　　　　　　　　表示されていること。 　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 　　　　　　　　写真も添付すること。 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

（第７面）

運搬容器等の写真

＜記入例＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | コンテナ | 用途 | 木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | フレコンバッグ | 用途 | がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 令和○○年○○月○○日 |

（第８面）

＜記入例＞

**※　事業を継続する場合（更新及び変更許可申請）についても記載すること**

(例)・事務所、事業場及び積替保管施設の維持に係る費用（賃貸借料、固定資産税等）

・収集運搬車両の維持費（保険料、燃料費、自動車税等）

 ・その他事業を継続するために必要な費用

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 | 　２５，０００ |
|  | 土　　　　地 | 　購入費　５，０００ |
| 事務所１ | 　造成費　２，５００　　建設費　５，０００ |
| 事務所２ | 　造成費　１，５００　　建設費　３，０００ |
| 収集運搬車両 | 　購入費　２，０００ |
| 積替保管施設 | 造成費　２，０００　　建設費　４，０００ |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 | 　　５，０００ |
| 借　　入　　金 | 　２０，０００ |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
| 増　　　　　資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|

（第９面）

＜記入例＞

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）令和○○年○○月○○日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 | 定期預金 |  | ３，０００ |
| 有価証券 | 株式 | １，０００株 |  　　１００ |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 | 自宅宅地駐車場土地 | １１０㎡ | ２０，０００ |
| 建 物 | 自宅 | １棟 | １２，０００ |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 | ダンプ | １台 | 　　　　　　　３，０００ |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | 　　　　　　３８，１００ |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  | １９，０００ |
| 短期借入金 |  |  | ５００ |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | １９，５００ |
|

（第10面）

＜記入例＞

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

記入日

いわき市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所　福島県いわき市○○

氏名　株式会社　環境○○

　　　　代表取締役　環境　太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

＜記入例＞

業　　務　　経　　歴　　書

記入日

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和○○年○○月○○日現在 |
| ふりがな | ○○○○うんそう | 代表者の氏　名 | 代表取締役　○○　○○ |
| 名　　称 | 株式会社○○運送 |
| ふりがな | ふくしまけんいわきし～ | 電話 | ０２４６（○○○）○○○○ |
| 住　　所 | 福島県いわき市～ |
| 〒（900-0000） |
|  |
|  | 年号 | 年 | 月 | 事　　　　　　　　　項 |
| 業　務　経　歴 | 昭和 | ○○ | ○○ | 有限会社○○運送として会社設立　資本金○，○○○千円 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 増資　資本金○，○○○千円 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 産業廃棄物収集運搬業許可取得　福島県 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 　　　　　　　〃　　　　　　　茨城県 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 本社住所移転　福島県○○市～ |
| 平成 | ○○ | ○○ | 商号変更　株式会社○○運送 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得　福島県 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　茨城県 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 行政処分歴・刑罰歴 |  |  |  | 該当なし |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　備考：　更新又は事業範囲の変更の申請の場合は、申請に係る本市の既存の許可証の写しを添付すること。

＜記入例＞

記入日

履　　　　　歴　　　　　書（個人用）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和○○年○○月○○日現在 |
| ふりがな | ○○○○　○○○○ | 生年月日昭和○○年○○月○○日生 |
| 氏　　名 | ○○　○○ |
| ふりがな | ふくしまけんいわきし～ | 電話 | 0246(000)0000 | 本籍地（県名） |
| 現住所 | 福島県いわき市～ | 福島県 |
| 〒（900-0000） |
|  |
|  | 年号 | 年 | 月 | 事　　　　　　　　　項 |
| 学　歴 | 昭和 | ○○ | ○○ | 福島県立○○商業高等学校　商業科卒業 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 国立○○大学　経済学部経済学科卒業 |
|  |  |  |  |
| 職　　　　　　　　歴 | 昭和 | ○○ | ○○ | 株式会社△△商事入社 |
|  |  |  | 　本社営業部に配属　在職期間７年 |
|  |  |  | 　□□営業所に転勤　営業係長　在職期間５年 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 都合により退職 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 株式会社○○環境運輸入社 |
|  |  |  | 　本店事業部に所属　在職期間７年 |
|  |  |  | 　　　　〃　　　　　事業係長　在職期間　４年 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 都合により退職 |
| 昭和 | ○○ | ○○ | 個人営業によるリサイクル業開業 |
| 平成 | ○○ | ○○ | 一般廃棄物収集運搬業許可取得　いわき市 |
| 行政処分歴・刑罰歴 |  |  |  | 該当なし |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　備考：　更新又は事業範囲の変更の申請の場合は、申請に係る本市の既存の許可証の写しを添付すること。

＜記入例＞

産業廃棄物管理票の管理方法

１．使用管理票　：　公益財団法人全国産業廃棄物連合会発行の産業廃棄物管理票を使用する。

２．運用方法　：

(1)　産業廃棄物を受託するときは、排出事業者の担当者から産業廃棄物管理票（以下「管理票」と略す。）の交付を受ける。

(2)　当杜（収集運搬業者）の収集運搬担当者は、受託する産業廃棄物と管理票に記載されている排出事業者、交付年月日、交付番号、産業廃棄物の種類、産業廃棄物の名称、性状、荷姿、重量又は容量、取扱注意事項の内容を確認の上受け取る。記載内容に不備がある場合には、受け取りを拒否するか、管理票を記載してもらい受ける。

(3)　排出事業者から受託した場合は、当社の収集運搬担当者が、管理票に収集運搬業者、受領済印、受領者氏名、受領年月目を記載して、管理票Ａを排出事業者に返却する。

(4)　排出事業者の指示運搬先（処分業者）へ運搬し、運搬業務を終了した場合には収集運搬担当者は管理票に運搬終了印、運搬者氏名及び運搬終了年月日を記載する。

(5)　運搬先へ産業廃棄物を引き渡す際は、運搬先の担当者へ運搬廃棄物と管理票の記載内容を確認させて渡す。

(6)　運搬先担当者から管理票Ｂ１、Ｂ２票の返却があった場合には、収集運搬担当者、管理票の処分業者、受領済印、受領者氏名、受領年月日を確認して受け取る。

(7)　収集運搬担当者は業務終了後、管理票Ｂ１及びＢ２票を当社管理票管理者へ渡す。

(8)　管理票管理者は、業務状況を確認し、業務記録簿（帳簿）に受託業務状況を記録する。

(9)　管理票管理者は、業務終了報告のためにＢ２票を排出事業者に郵送するとともに、その送付日を帳簿に記載する。

(10) 運搬先（処分業者）から管理票Ｃ２票の回付を受けたときは、その受理年月日を帳簿に記録する。

(11) 帳簿、管理票Ｂ１票、Ｃ２票は、排出事業者ごとにまとめ、毎月４月から翌年３月までを1年度とし、1年ごとに閉鎖し、５年間保存する。

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者連絡先一覧表　　　　　　　　　＜記入例＞

令和　　年　　月　　日

郵便番号

　住　所

氏　名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

~~使用済自動車の再資源化に関する法律~~

　　　　　　　　　　　　　　　　　　に基づく許可~~・登録~~の更新に係る

事務担当者及び連絡先は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 更新申請する許可・登録 | 【許可等の種類】　産業廃棄物収集運搬業許可【許可・登録番号】094〇〇〇〇〇〇〇〇 |

担当者連絡先一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 連絡先 |
| 書類作成者（文書返送等担当者） | 磐城　太郎 | 電話番号：0246-〇〇-〇〇〇〇FAX番号：0246-〇〇-〇〇〇〇E-mail：××××××××××××書類送付先〒970-××××福島県いわき市〇〇 |
| 手数料納付事務担当者 | 同上 | 電話番号：0246-〇〇-〇〇〇〇FAX番号：0246-〇〇-〇〇〇〇E-mail：××××××××××××書類送付先〒970-××××福島県いわき市〇〇 |

Ⅵ　申請書・添付書類チェックリスト

「省略可」欄の凡例

「○」＝省略可　「該」＝該当ない場合添付不要

「△」＝変更に係る箇所につき添付を要す

「先」＝先行許可証の原本の提示により省略可

「☆」＝取り扱う（特別管理）産業廃棄物に「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物」のいずれかを含めて申請する場合は省略不可

「18～21」＝廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物及びＰＣＢ処理物を取り扱う場合のみ提出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の名称等 | 確認 | 省略可 |
| 新 | 更 | 変 |
| － | 許可申請書（第１面～第３面） | □ |  |  |  |
| １－⑴ | （特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写し |  |  |  |  |
|  | 　　本市の収集運搬業の許可（許可申請に係るもの） | □ | 該 |  |  |
|  | 　　発生元（搬入先）所在地の自治体の収集運搬業の許可 | □ | 該 | ○ |  |
|  | 　　上記以外の処理業（収集運搬業・処分業）の許可 | □ | 該 | ○ | ○ |
| １－⑵ | 事務所付近の見取図 | □ |  | ○ | ○ |
| １－⑶ | 事業計画の概要を記入した書類（第１、３、４、５面） | □ |  |  |  |
| 使用予定の委託契約書様式及び帳簿様式 | □ |  | ○ | ○ |
| １－⑷ | 搬入先の処分業許可証の写し | □ |  | ○ | △ |
| １－⑸ | 廃棄物の発生工程表 | □ |  | ○ | △ |
|  | 　　排出事業に許認可を要する場合、許可証等の写し | □ | 該 | ○ | △ |
|  | 　　特定有害産業廃棄物である場合、特定施設設置届出書の写し | □ | 該 | ○ | △ |
|  | 廃棄物の性状を明らかにする書類（計量証明書、写真等） | □ | ☆ | ○ | △☆ |
| ２－⑴ | 運搬施設の概要（第２面） | □ |  |  |  |
| ２－⑵ | 事業の用に供する施設の写真（第６、７面） | □ |  | ○ | △ |
| ２－⑶ | 運搬車両の車庫施設の平面図及び付近の見取図 | □ |  | ○ | ○ |
| ３－⑴ | 運搬車両の自動車検査証等の写し（※電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証の写しに加えて、自動車検査証記録事項を添付してください。） | □ |  | ○ | △ |
| ３－⑵ | 車庫及び保管施設に使用する土地の登記事項証明書 | □ |  | ○ | ○ |
| ３－⑶ | 借用契約書の写し、使用承諾書 | □ | 該 | ○ | △ |
| ４ | 講習会（収集運搬課程）修了証の写し | □ |  |  |  |
| ５ | 資金総額及び調達方法を記入した書類（第８面） | □ |  |  |  |
|  | 　　借入ある場合、借入証明書等 | □ | 該 | 該 | 該 |
| ６ | （法人の場合）直前３年の各事業年度における次の書類 |  |  |  |  |
|  | 貸借対照表・損益計算書・減価償却費が確認できる書類 | □□ |  |  |  |
|  | 　　・株主資本等変動計算書・個別注記表 |  |  |  |
|  | 　　法人税の納税証明書（その１・納税額等証明用） | □ |  |  |  |
|  | 　　経営改善計画書又は経理的基礎を有することの説明書 | □ | 該 | 該 | 該 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の名称等 | 確認 | 省略可 |
| 新 | 更 | 変 |
| ７－⑴ | （個人の場合） |  |  |  |  |
|  | 資産に関する調書（第９面） | □ |  |  |  |
|  | 　　預貯金等残高証明書 | □ |  |  |  |
|  | 　　固定資産に関する証明書等又は無資産証明書等 | □ |  |  |  |
| ７－⑵ | （個人の場合）直前３年における次の書類 |  |  |  |  |
|  | 　　所得税の確定申告書の写し及び収支内訳書の写し | □ |  |  |  |
|  | 　　所得税の納税証明書（その１・納税額等証明用） | □ |  |  |  |
|  | 　　損失決算がある場合、今後５年間での経営改善計画書 | □ | 該 | 該 | 該 |
| ８ | （法人の場合） |  |  |  |  |
|  | 　　定款又は寄付行為（定款原本に変更がある場合には、株主総会議事録も添付、原本と相違ない旨を記載すること。） | □ |  |  |  |
|  | 　　法人の登記事項証明書 | □ |  |  |  |
| ９ | （個人の場合） |  |  |  |  |
|  | 　　住民票の写し | □ |  |  |  |
|  | 　　身分証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　登記されていないことの証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
| 10 | 誓約書（第１０面） | □ |  |  |  |
| 11 | 法定代理人（個人）に係る次の書類 |  |  |  |  |
|  | 　　住民票の写し | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　身分証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　登記されていないことの証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 法定代理人（法人）の登記事項証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
| 12 | （法人の場合）役員（監査役含む）に係る次の書類 |  |  |  |  |
|  | 　　住民票の写し | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　身分証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　登記されていないことの証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
| 13 | （法人の場合）株主等（個人）に係る次の書類 |  |  |  |  |
|  | 　　住民票の写し | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　身分証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 　　登記されていないことの証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 株主等（法人）の登記事項証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
| 14 | 使用人の住民票の写し | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 使用人の身分証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
|  | 使用人の登記されていないことの証明書 | □ | 先 | 先 | 先 |
| 15 | （法人の場合）業務経歴書 | □ |  |  |  |
| 16 | （個人の場合）履歴書 | □ |  |  |  |
| 17 | マニフェストの管理方法を記載した書類（特管のみ） | □ | 該 | 該 | 該 |

**※　申請書に記入する申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書、住民票及び身分証明書に記入されているとおりに記入すること。例えば「渡邊」を「渡辺」、「～１２番地３」を「～１２－３」等と記入しないこと。**

* **ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を申請する場合、次の書類を併せて添付すること。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の名称等 | 確認 |
| 18 | 運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設の概要を記載した書類 | □ |
| 19 | 運搬施設における応急措置設備等及び連絡設備等の概要を記載した書類 | □ |
| 20 | ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が規則で定める事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類 | □ |
| 21 | 環境省で定める「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」に適合していることが確認できる書類 | □ |

**郵送申請の送付書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の名称等 | 確認 |
| １ | （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可更新申請書及び添付書類（正本） | □ |
| ２ | （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可更新申請書及び添付書類（副本）※郵送申請における副本については、申請書１枚目の写しのみ可 | □ |
| ３ | 　担当者連絡先一覧表　 | □ |
| ４ | 　納入通知書兼領収証書の送付用封筒　※ | □ |
| ５ | 　副本返信用封筒　※ | □ |

**※　返信用封筒については、切手貼付の上、必ず宛先を記入して下さい。なお、レターパック等の使用も可です。**

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可申請の手引き

《お問い合わせは下記まで》

〒970-8686

　福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市生活環境部　廃棄物対策課　指導係

TEL　0246(22)7604

FAX　0246(22)7605

E-Mail　haikibutsutaisaku@city.iwaki.fukushima.jp